

# 獨立派ミレヴェラーズ

—— ウッドハウスの資料集を中心として ——

濱 林 正 夫

一六四〇年から一六六〇年にわたるイギリス革命については、ヒルによれば三つの「通俗的な」見解があるとされる。第一は革命を自由主義、民主主義の成立のための闘いであるとしてその進歩性のみを強調しようとするホイッグ的見解、第二に革命の進歩性のブルジョア的限界を見ぬきながら逆に絶対王制を美化しようとするトリーの見解、第三に革命を本質的に宗教的なものとして、ピューリタニズムとアングリカニズムとの抗争として理解しようとする最も通俗的な見解、がそれである。ヒルはこの三つはいずれも一面的または皮相的であるとし、革命の本質を階級闘争と規定しようとしている。「本質的に封建的な古い秩序が暴力的に破壊されて、その代りに新しい資本家的秩序が創りだされた。『内亂』(the Civil War)は階級闘争であつた」<sup>(1)</sup>。このように革命を社会経済史的な基礎構造から把握、絶対主義に對抗するブルジョアジーの革命として理解しようとするヒルの見解はドッブやペテゴルスキーや、あるいはトリーニイ、ラスキなどにも共通しており、わが國の学界へもしばしば紹介されていて、わが國ではむしろこのヒル

獨立派とレヴェラーズ

「ドップの見解の方が「通俗的」になつているといえよう。

1 C. Hill: The English Revolution (in "The English Revolution, 1640, three essays" ed. by C. Hill, 1940, new ed. 1949) pp. 9-15.

2 たとえば、柴田三千雄、「イギリス革命史研究の一動向」(史學雜誌 第五九編第九號)。水田洋、「イングランド革命にかんするさいきんの研究」(歴史學研究 第一五六號)。

私もまた基本的にはこの見解にくみしているのであるが、しかしイギリス本國における革命史研究はいぜんとしてヒル・ドップの見解を異端視しているようである。もちろん革命をピューリタニズムの精華としてのオリヴァー・クロムウェルの英雄的行爲に歸するカーライルの態度は、ようやく過去のものとなりつつあり、レヴェライズやデイヴィガーズなどの民衆の動きが大きくとりあげられて、それらにかんするすぐれたモノグラフィや原資料がづぎづぎと公刊されてはいるが、その場合も彼らの階級性を強調するというよりもピューリタニズムと近代精神といったような形の問題提起が多いように見うけられる。従つてわれわれとしてはそのような問題意識のもとに提出されている多くの實證研究の成果をどのようにとりいれてゆくかという課題に直面しているわけで、革命の舞臺に登場してくる王黨派、議會派(長老派)、軍隊(獨立派)、レヴェライズ、デイヴィガーズという複雑な諸勢力の對立を、封建的領主と投機的金融業者、資本家的大商人と農業資本家(借地農)、進歩的ジェントリとヨーマンとマニユファクチュアの産業資本、小農民と小親方という小市民、労働者とくに農業プロレタリアート、というような形で圖式的に割りきつてしまふことは危険であり、少くとも非生産的であろう。

私が本稿で利用しようとするウッドハウスの「ピューリタニズムと自由」<sup>(1)</sup>もやはりその標題からすでに推測されるように、ピューリタニズムと近代民主主義思想という——ヒルのいわゆるホイッグ的な——問題意識にたつて、一六四七年

から四九年の軍会議 (Army Council) の討論を中心とし、その思想的背景をルターやカルヴァンにまで遡つて明らかにしようという意圖のもとに編まれた資料集である。もちろんウッドハウスも革命における経済的社会的な諸要素の重要性を軽視するものではなく、「ピューリタン革命においては宗教的な問題は世俗的な問題より重要ではなかつたかも知れないし、また事實重要ではなかつた」(p.124)といつてゐるが、しかしすぐ言葉をつづけ、「しかしそれはそれとして解決のより困難な問題であつた」とし、「從來あまりにも考慮されず理解されていなかつたピューリタンのイデオロギーの宗教的な背景の解明」を目標として「ピューリタン革命において作用している政治的、経済的、宗教的諸原因の究極的な綜合、完全な解明」(p.9)への第一歩をふみだそうとするのである。このようなウッドハウスの立場から、たとえばクロムウェル獨裁制の根據を、千年王國論者 (Millenarians) の聖徒獨裁、權威主義に求めようとするなど (pp.83—84)、あまりにも觀念的な見方も導きだされているが、しかしそのような見解の正否をこえて資料集としての本書のもつ意味はきわめて大きいといわなければならない。とくに軍会議の主要テーマである人民協定 (The Agreement of the People) については、従來のガーディナーの資料集がオフィシャルな面に限られていたのに對し、<sup>(2)</sup>より内面的な検討を可能にしてくれるのである。

1 A. S. P. Woodhouse: Puritanism and Liberty, being the Army Debates (1647—9) from the Clark Manuscripts with supplementary documents. (1938, rep. 1950, J. M. Dent & Sons Ltd.) を参考 Introduction (pp.111—1100), Part I. The Putney Debates. (pp.1—124), Part II. The Whitehall Debates (pp.125—178), Part III. Puritan Views on Liberty (pp.179—386), Appendix (pp.387—478), Notes & Index (pp.479—506)。基礎的な著作として C. Firth: Clark Papers (1891—1901) および数多のハンドブックなどがあるが、いずれも抜萃である。本稿中の引用は明記したものの他にすべて本書のページ数をしめす。

2 S. R. Gardiner: The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625—1660 (1889, 3rd ed. 1906, rep. 1951)

これによつて人民協定を翻譯し解説したものに、星田輝夫、「人民同意 (The Agreement of the People) について」(西洋史學第一號)があり、また人民協定とクロムウエルの統治章典 (Instrument of Government) とを比較考察したものに、大野眞弓、「ピュリタン革命における二つの憲法」(歴史學研究第一四八號)がある。

ペテゴルスキーもいつているように、<sup>(1)</sup>革命の一つの重要な勢力であつたレヴェラーズが組織的な形をとつてその政治哲学を實踐運動に結びつけるようになったのは、ちようどこの一六四七—四九年なのであり、その意味ではこの資料集は社会思想上最も重要な時期の一つにスポットライトをあてていることになるし、またこの時期は軍隊の首脳部(いわゆる Grandees — 獨立派)が次第に兵士からうき上つてはつきりとした對立をしめすようになる時期でもあるので、革命の事實上の遂行者として最も注目しなければならぬ獨立派の性格を<sup>(2)</sup>解明してゆく手がかりも與えられるであろう。従つて私は編纂者の意圖にはそむくことになるのであるが、人民協定の成立の過程に即しながら獨立派とレヴェラーズとの對立がどのようにあらわれてくるか、という形でこの資料集を利用してみたいと思う。

1 D. W. Petegorsky: *Left-Wing Democracy in the English Civil War (1940)* p.78.

2 それにもかかわらず、水田氏も指摘しておられるように、ホルもペテゴルスキーも獨立派の性格の分析が不十分であるように思われる(水田洋、前掲論文三四—三五ページ参照)。しかしそのためには廣汎な實証研究が必要であり、とうていここには企てられないので、ただレヴェラーズとの對立をうきぼりするにとどめたい。

## 二 アジテーター

「權利請願」、チャールズ一世の親政、ポンド税・トン税・船舶税問題、スコットランドの叛亂、短期・長期兩議會の召集、という一聯の事件をつうじて對立を深めてきた國王と議會とは、一六四二年八月ついに戦火を交えるにいたる。この戦いはクロムウエルの率いるニュー・モデル・アーミーの功によつて一六四六年八月議會側の勝利のうち

に一應終りをつけるが、それと同時に、革命をこの點にとどめて事態の速かな安定をはかり権力の維持を企てようとする議會派は、實力をもつてすでに議會に對抗しうる勢力となつていた軍隊を敵視しこれを直ちに解散させようとした。この議會派の策謀の中心となつていたのはロンドンの大商人グループで、四六年十二月には軍隊の解散を要求する請願書が議會へロンドン市から提出されており、こえて四七年三月には三三万一千ポンドにのぼる兵士の給料を未拂いのまま軍隊を解散させ、一部をアイルランドへおくろうとする法令を通過せしめた。しかし革命遂行における自らの功績を誇りその實力を確信する軍隊は、議會の態度のこのような豹變を怒り、解散に反対する旨の請願を三月末議會へ提出した。この請願はウッドハウスの資料集には収録されていないが、これに對する議會の返答（三月三十日）がこの請願者を「國賊、公共の平和の攪亂者」と呼んだことから考へても、かなり激しい調子のものであつたと思われ。とにかく議會と軍隊との對立はこのころもはや決定的となつていたのであるが、更に軍の内部においても、なお議會との公然の決裂を避けようとする軍幹部と過激手段に訴へても軍の主張を強行しようとする兵士との間に、次第に對立が芽生えつつあつた。

他方リバーン(J. Lilburne)・オヴァートン(R. Overton)・ウォールウィン(W. Walwyn)らを中心とするレヴェラーズ(水平派)も、このころから議會への請願活動を中心として一つの黨派として組織化されつつあつた。その最初の活動は三月十五日に議會へ提出されたと推定される「レヴェラーズの大請願」(Large Petition of the Levellers)で、これは議會制を「最も正しい制度」として専制に對するその勝利を讃えた後、しかも人民はなお多くの不満をもち窮狀にあえぐとして議會の反省をうながし、十三ヶ條の要求をかかげたものである。この請願書は議會で絞刑吏の手によつて焼き捨てられたといわれるが、レヴェラーズの最初の政治的發言として注目すべきであらう。

1 正名には "To the Right Honourable and Supreme Authority of this Nation, the Commons in Parliament Assembled. The humble petition of many thousands, earnestly desiring the glory of god, the Freedom of the common-wealth, and the peace of all men" といふ日附けもない。當時の資料の最大の蒐集家であるトマス (G. Thomason) は一六四八年九月十一日付けとしてゐるが、ワットソウズは "T. C. Pease: The Leveller Movement (1914) p. 158, n. 2" 従つて四七年三月に提出されたものが四八年九月公刊されたと考えてゐる (p. 318, n. 1)。ワットソウズは、この抜萃がなされてゐる (pp. 318—323) が、ハラー (W. Haller: Tracts on Liberty in the Puritan Revolution, 1638—47, 3 vols, 1933, vol. III, pp. 397—405) は全文を寛政版でのもので、四七年三月十五日に議會へ提出されたものとして、ほとんど確實にウォールハラの執筆によるものとしてゐる (Ibid. vol. I, p. 3, p. 116)。

レヴェラーズは一方にこのような請願活動をつづけると共に、他方積極的に軍隊へ働きかけ革命の徹底的遂行をはからうとし、兵士の間(1)に代表者を選出させて聯絡および意志表示の機關を組織させた。これがいわゆるアジテーター (Agitator) (2) である。彼らは「軍會議進警告」や「アジテーターへの手紙」(3) などによつてうかがわれるように、秘密組織や暗號をもち、大衆へのよびかけ、請願活動などにより軍の主張を明示、貫徹しようとした。

1 スクスター (R. Baxter) の報告してゐるように兵士の間では早くからリネマンやオヴァーソンのラムフレットが讀まれていた。(R. Baxter: Reliquiae Baxterianae (1696) cited. p. 389. cf. p. [23] n. 1)。だから「軍隊はまるでリネマンのハリかたをひいて、法律を與えられたるよりもむしろ自分たちの手つ法律をつくりだがついてゐた」(p. [23]) のである。

2 カラントンは Agitator とするのほゞ總りの製りつ本館は Adjutant だといふ (T. Carlyle: Oliver Cromwell's Letters and Speeches, 1845 3rd ed. 1849, 6 vols, vol. I p. 241)。

3 "Advertisements for the managing of the Counsels of the Army" (Walden, May, 4. 1647) pp. 398-399。このセキスマン (E. Sexby) の手紙なるものである。

4 "Letter from Lt. C. to the Agitators" pp. 400—401。二冊の綴りなつてゐるが、この日附けなくしては五月二十八日である。この中綴りなつてゐる (E. Chillingden) の手紙なるものである。

このアジテーターによつて兵士たちはその要求をしめすことができたのであるが、その一つである二回にわたる「將校に對する兵士の辯明」によつてみると、その要求の中心は未拂い給料のすみやかな支拂いと戦時中の行動にかんする免罰 (indemnity) の保證にあり、更に軍隊を非難した議員の處罰、戦争犠牲者およびその妻子への配慮を要求している。すなわちこの時期における兵士の要求は、なおあくまで當面の實際的な要求を主としたものであり、またそれを議会や國民に直接訴えるより、軍幹部をつうじて表明しようとし、軍幹部の兵士への協力を要求するという程度にとどまつていたのである。しかしレヴェラーズはその大請願にあらわれているように、一定の原理にもとずいて政治問題の全般にわたつて要求を提出し、議会の權威の至上性とこれに干渉する國王拒否權の禁止、法律の簡素化および英譯、裁判の公正と迅速、救貧政策の確立などを主張しており、更に信仰の自由、負債入獄者の釋放、あるいは冒險商人組合 (Merchant Adventurers) などの抑壓的獨占の廢止など、宗教、經濟の問題までとりあげていたのであつて、このようなレヴェラーズの影響が軍隊内部に浸透するにおよんで、兵士たちの要求も次第に廣汎な原理的なものに及ぶようになつてくる。すなわち五月十三—十四日に議会の委員会へ提出された「諸部隊の不滿」は、人民の請願の權利、法によらない裁判の禁止、法文の平易化などを要求するとともに、初めて宗教問題にふれ良心の自由をとくに強く訴えている。「われわれは監督派の專制 (episcopal tyranny) の抑壓から逃れるべく、議會、われわれ自身、および子孫のために生命をかけてきたのであるが、それにもかかわらず、神の禮拜にかんする事柄において人々の良心が壓迫され、神の言葉から興えられる光がゆがめられるというような、神の言葉と改革教会とに全く反することがらをわれわれは恐れる」(p. 309) この「不滿」においてはもはや給料問題はとりあげられていない。レヴェラーズの影響の下に兵士たちは、當面の實際的な要求を實現するためには、自らの原理にもとずいて事態を解決しなければならぬと悟つたのであろう。

- 1 "A Second Apologie of All the Private Souldiers in his Excellencies Sir Thomas Fairfax his Army, to their Commission Officers" (May, 3, 1647) pp. 396—398. 「第一の辯明」は四月二十八日すけて八ヶ部隊のフジテーターが署名している。しかしこの前に三月二十六日にも同様のパムフレットがあつたことを、ウッドハウスは指摘している (p. [21], p. 2)
- 2 "The Grievances of Regiments" (13—14th, May) p. 399.

兵士たち自身の根本的な事態安定策が具體的にどのようなものであるのかはまだしめされていないし、また軍幹部に對してもその穩健な態度を不満としながら、なおこれと對立しようとはせず、むしろこれを勉勵して共に議會に對抗しようとしているのではあるが、しかしもう幹部との分裂は避けがたいという豫感をそこに感じとることもできる。兵士たちは直接行動を要求していた。議會の反軍的態度の強化に對抗して、一部の部隊は數ヶ所に暴動をおこすにさえいたつた。ついで六月四日、ジョイス (G. Joyce) 少尉は部下五百名を率いて議會派の手中から國王を奪つた。これがいわゆる「ジョイスのクーデター」である。

### 三 「第四身分」としての軍隊

ジョイスのクーデターが軍幹部の命令にもとづくものかどうかはなお明らかではない。ヒルはジョイスが、「おそらく cromwell も承知の上で、アジテーターによつて派遣された」とみているが、<sup>(1)</sup>ウッドハウスも、「アジテーターとの密接な共謀のうちに、そして cromwell や アイアトン (Ireton) の秘密命令のもとに、(ただしおそらくはその命令をこえて)」クーデターが行われたと解している。従つて「兵士たちの行動は非公認のもので、この場合には cromwell や アイアトンら軍幹部の氣に入つたものではあつたが、十分彼らの統制に服したものではなかつた」(p. [23]) のである。このような解釋は大體正しいものと思われるが、その限りこのクーデターは軍内部の分裂を豫言



しているともいえるのであつて、軍幹部は一方に議会との交渉をつづけながら、他方軍内部の分裂の阻止を緊急の課題としなければならなくなつたのである。その対策が一六四七年六月五日、ニューマーケット (Newmarket) の軍総集会における「軍隊の嚴肅な契約」<sup>(2)</sup>の發表と、「一般會議」(General Council)の設立とであつた。

1 C. Hill: op. cit. p. 65.

2 "A Solemn Engagement of the Army under the command of his Excellency Sir Thomas Fairfax, with a declaration of their resolutions as to disbanding and a brief vindication of their principles and intentions." pp. 401—403.

「嚴肅な契約」は軍隊の要求が貫徹されるまでは軍隊全員が一致團結するといふことを兵士が相互に誓ひあつたもので、おそらくアイアトンの手に成るとされている。それはまず軍隊を「國賊、平和の攪亂者」と罵つた議會への非難をのべた後、「異常なしかし必要な手段」として軍隊自身が組織化せざるをえない理由をかけた、軍隊の要求が十分に満足せしめられるまではこれを解散しないことを議會に要求し、ついで軍隊が長老派の抑壓、獨立派政府の樹立などの陰謀を企てるものではなく、「全國民のための共通平等な權利、自由、安全の確立」に努めるものであることを明言し、軍隊の統一性を守るため軍組織を明確に規定している。これは議會に對する軍の立場を一應明らかにしたものともしえるが、しかし軍の要求は解散條件の問題に限定されてしまつて、レヴェラーズやアジテーターにおけるような廣汎な具體的な政治的要求を含んでいないことが注目されるべきであらう。

この「契約」によつて設立された「一般會議」もまた軍の統一の保持、命令系統の確立を企てたものに他ならない。それは一方においてアジテーター制を公認して正式の軍機關とすると共に、他方これと同數の將校を會議に加えて勢力のバランスをはかり、更に會議全體をフェアファックス (F. Fairfax) 將軍の直轄として幹部の指揮下にいれようとしたのである。後になつてレヴェラーズの一人は、この會議は「大佐や中佐や少佐やその他(兵士から)選ばれ

たのではない人々で一杯になつてしまつた」と嘆かなければならなかつた<sup>(p. 241, n. 1)</sup>。

つづいて六月十日、軍はふたたびロイストン (Royston) に集会をひらき、ことから議會へ公開狀をおくり、ついで聖オルバーンズ (St. Albans) へ進出し、十一名の議員を叛逆罪で告訴してその辭任を要求、更にアクスブリッジ (Uxbridge) へすすもうとしたが、十一名の議員が自發的に辭任したため、レディング (Reading) へ後退した。このように軍隊はロンドン周辺に前進後退をつづけながらその力を誇示して議會を脅かしつつ交渉をすすめていたのであるが、その間六月十四日に「軍隊の建議」<sup>(61)</sup>を發表し、初めて正式にその政治的見解を明らかにしたのである。

1. これはウッドハウスにはないが、カーライル前掲書に收録されている。その内容は軍の要求の満足、軍隊非難者の處罰を要求し、ロンドン市の不當な主張を抑えて、戦前の議會の意志のとおり「國家の平和と臣民の自由」を維持しようとし、軍隊には政府變革の意志なきことを明らかにしたもので、クロムウェル、アイアトンら十三名の署名が附されている (F. Carlyle: op. cit. vol. I, pp. 247—251)。

2. "A Representation from his Excellencie Sr. Thomas Fairfax, And the Army under his Command, Humbly tendered to the Parliament: Concerning the just and fundamental rights and liberties of themselves and the kingdom .....?" pp. 403—409. これもやはりアイアトンの執筆によるらしい。

この「建議」は軍の立場を初めてその基本原理にもとずいて明らかにした點で、また後にしばしば言及されるものとなつたという點でも、とくに注目に値いしよう。その標題にうたわれているように、これは單に軍隊の要求をしめすものではなく、「軍隊自身および國家の正當にして基本的な權利と自由」にかんする聲明書なのである。軍隊はもはや給料や免罰問題にこだわるものではなく、たとえそれらを犠牲にするとも「基本的權利と自由」を擁護しようとするのであつて、軍隊は、「恣意的な權力に奉仕するために雇われた單なる傭兵ではなく、われわれ自身と人民との正當な權利と自由の擁護のために、議會の諸宣言によつて召集され懇請されたもの」<sup>(p. 404)</sup>であると主張される。國

民の権利の擁護者をもつて自ら任ずる軍隊はそれ自體一つの獨立した存在として、ウッドハウスの表現によれば「第四身分」(p.207)として、議会对に對立するにいたつたのである。

もちろんここでも軍隊には長老派政府の廢止という革命的意圖は全く存しないと明言している。ましてそれは議會制そのものを否定するものでは決してない。むしろ議會(下院)こそ、「人民の利益のため國家の偉大な至上の權力、すなわち立法權と最高裁判權とを託されたもの」(p.406)なのである。しかしそれはあくまで權力を「委託する」(entrust)のであつて、究極の至上權は本來國民に存するものでなければならぬ。従つて、「あらゆる權威は基本的には職務に存し、ただ管理的にのみ人々に存する」(all authority is fundamentally seated in the office, and but ministerially in the persons) (p.404) という委託の原理が明示される。議會制そのものと現在の議會とはきびしく區別されなければならないのである。それ故に軍隊は不正議員の追放を要求するのであるが、これは「自然と諸國民との法」(law of nature and nations)に合致するものであつて、決して叛亂ではない。更に權力の固定は常に専制化の危険を生ずるものであるが故に、「人民がある場合誤つた選舉をしたならば、別の時にそれを修正するという希望と機會をもつように」、一定の期間をおいて「繼續的に選舉する權利」(a right to successive election) (p.406)が國民に與えられなければならない。これはイングランド王國の基本的な制度なのであり、「人民の自由にきわめて本質的基本的であつて、人民に拒否されたり人民から奪われたりすることのできないもの、またそうされてはならないものであり、これなくしては下院はイングランドの平民の利益にほとんど關係のないものとなるであらう」(pp.406—407)といわれている。以上のような基本原理にもとずいて次のような要求が提出されている。

- (一) 不正をなしましたは不當な選舉によつて議員のすみやかな追放。
- (二) 議會および軍隊を非難し國家を脅かしたものの處罰。

獨立派としヴェラーズ

- (三) 現議會および將來の議会の会期を限定し繼續的に選舉を行うこと。
- (四) 議会の閉会解散は國王などの恣意によらず、議會自身の同意にのみよること。
- (五) 議會を全國民の平等の代表たらしめるため、平等または比例の原則に従つて選舉區の改正を行うこと。
- (六) 人民に請願權を認めること。裁判は法によつて行うこと。不法入獄者のすみやかな裁判。
- (七) 戰時中設けられた委員会などの權限の制限。
- (八) 議會の會計検査。<sup>(1)</sup>
- (九) 大赦令 (act of oblivion) によつて將來の争ひの因をとり除くこと。

そして最後にこの「建議」は信仰の自由を要求し、「他人に對して穩健、誠實、無害に、また國家に對して平和に忠實に生活する限り、制定された形式に良心的に従いえない人々は、そのことを理由として、人間および國家の一員としてすべての人に屬する共通の權利、自由、または便宜を阻止されることなきよう」(p. 409) 希望している。

1 ウッドハウスの資料集では第七—八項は省略され、脚註に要点のみ述べられている。

以上の諸要求には今後「人民協定」その他の主張にみられるすべての問題が含まれているといつてよい。ただここではまだそれらが十分に具體的でなく、その限り後にあらわれるような軍幹部とレヴェラーズとの對立もなお表面化していないのである。ただこの「建議」は國王にかんし、それが一臣民の權利と自由、および將來におけるその安全と兩立する限り」(p. 408) 國王を認めようとしているが、これが後に大きな問題點の一つとなることは後にのべるとおりである。

しかし議會はこの「建議」を拒否したのみでなく、更に軍隊の進出に脅えて一旦自發的に辭任した十一名の議員も、軍幹部の慎重論に乗じてふたたび議席に戻つたので、レヴェラーズや兵士の間にはもはや議會を信頼せず、自ら

の手で新しい議会をつくろうとする過激な動きがみられるにいたつた。七月十七日レヴェラーズの指導者の一人であるオヴァートンは、「腐敗した下院から選挙民への訴え」<sup>(1)</sup>を發表し、「議会が人民のためにつくられているのであつて、人民が議会のためにつくられているのではない」(p.329)として、眞の主権者たる國民に訴え、とくに「人民という自然體 (the body natural of the people) の自然の頭としての軍隊」(p.334)によびかけ、二六條の要求を認めして軍隊を考慮をうながした。一方軍隊内では直ちにロンドン市へ進撃しようとする兵士と、これを抑えようとする幹部との間で七月十六日レディングに軍会議がひらかれた。この会議でアジテーターたちは、(一)十一名の議員の即時追放、(二)ロンドン市民軍の即時解散、(三)外國軍招致反対<sup>(2)</sup>、(四)不法入獄者の釋放、(五)給料の支拂い、という五項目をかかげ、「どんな提案もロンドン進撃なくしては無益である」(p.411)と強硬な態度をしめした。クロムウェルやアイトンはこれに對してなお議会への信頼をしめし、進撃を抑えてもう一度軍隊の要求を議会へ提出しようとし、その作成を先決問題としたのである。これが八月一日に「提案要綱」<sup>(3)</sup>として發表されたものであるが、「もう会議には飽きてしまつた」(p.412)、「勘忍袋の尾がきれた」(p.414)というアジテーターたちをこれで抑えることはできなかつた。クロムウェルとアイトンは極力その説得につとめ、一應前記五項目を議会へ提出することとし、ロンドン進撃を思いとどまらせ、一方委員会を設けて「提案要綱」の作成をいそいだ。このようにして妥協的な形においてであつたが、一應軍隊の統一は維持されたのである。

- 1 "An Appale from the Degenerate Representative Body the Commons of England assembled at Westminster: To the Body Represented..... By Richard Overton, prisoner in the infamous gale of Newgate, for the liberties and freedoms of England." pp. 323—338.
- 2 このロンドン國王はスコットランド軍と密約して再舉を企てたので、それに反對したものであつた。
- 3 "A Declaration from his Excellencie Sr. Thomas Fairfax, And his Councell of Warre. Concerning their proceeding

in the Proposals, prepared and agreed on by the Council of the Army. ... Together with the Heads of the said Proposals." pp. 422—426. トインセンはこれを八月五日すけとしてゐる。これはガーディナーに全文収録されてゐる (S. R. Gardiner: op. cit. pp. 316—326) の、その標題は "The Heads of the Proposals agreed upon by his Excellency Sir Thomas Fairfax and the Council of the Army....." となつてゐる。

#### 四 軍幹部の主張と兵士の主張

「提案要綱」は「軍隊の建議」が原理的な要求であつたのに比してこれを具體化したものとみることができよう。この發表の直後、ロンドン市では群衆の壓迫のため、議會から兩院議長と主だつた獨立派議員とが逃亡するという事件がおこり、この事態に對處するためと稱して軍隊は八月六日ついにロンドン市に入つた。しかしこの示威運動の効果は少なく、八月十五日には軍隊はふたたびフェアファックス將軍に議會の清掃とロンドン市再進撃を要求している。クロムウェルもこの時はアジテーターに味方し自ら騎兵隊をひきいて示威運動を行つたのである。しかし軍幹部は依然として「提案要綱」による解決方式に固執し、兵士およびレヴェラーズのこれに對する不満はますます大きくなり、九月十六日プトネー (Putney) の軍會議におけるクロムウェルとレーンバラ (F. Rainborough) との烈しい應酬などがあつた後、兵士たちは改めてアジテーターを選出しながら幹部に對抗し、十月十五日、「正確に述べられた軍の主張」を發表した。ここに「正確に述べられた」とあるのは、「提案要綱」が軍隊の意志を正しく表明していないから、これを修正するという對抗的な意味を含んでるのである。これはおそらく、民間人でレヴェラーであったワイルドマン (J. Wildman) によつて書かれたものらしいが、「提案要綱」に對應して具體的な安定策をしめしている。ついで十月二八日よりプトネーにふたたび軍會議がひらかれて軍隊の主張の最後の檢討が行われること

になるのであるが、その冒頭、兵士およびレヴェライズによつて提出された「人民協定」<sup>(8)</sup>は、この「正確に述べられた軍の主張」を基礎とするものであつた。従つて本稿の中心となるプトネー會議の検討に入る前に、軍幹部の立場をしめす「提案要綱」と、兵士およびレヴェライズの立場をしめす「軍の主張」、「人民協定」とを比較し、その異同を明らかにしておきたいと思ふ。(以下「要綱」、「主張」、「協定」と略す)。

1 "The Case of the Armie Truly Stated, together with the mischiefs and dangers that are imminent, and some suitable remedies, Humbly proposed by the Agents of five regiments of horse to their respective regiments and the whole Army..... Oct. 15. 1647 unto his Excellency Sir Thomas Fairfax." pp. 429—436. "Agents" といふのは選出されたメンバーのひとりである。この主張は十一名のエージェントによつて署名された。

2 "An Agreement of the People or a firme and present peace, upon grounds of common-right and freedom; As it was proposed by the Agents of the five regiments of horse; and since by the generall approbation of the Army, offered to the joynt concurrence of all the free Commons of England." pp. 443—449. ノット「Letter to the Free-born People of England」および「Letter to the Officers and Soldiers」を附して十一月三日公刊された。なお S. R. Gardiner: op. cit. pp. 333—335. および星田輝夫、前掲論文一一八一—一九ページの邦譯、参照。

第一に人民主権については「主張」が最も明快な表現を與えている。「すべての権力は根源的本質的にこの國の人民の全體に (in the whole body of the people of this nation) に存し、その代表者をつうじての人民の自由な選擇または同意がすべての正しい政府の唯一の源泉または基礎であり、すべての正しい支配者の選擇の目的および理由はそれによる安全と福祉との配慮である」(p. 433—434)。このように明確な人民主権の主張は社会思想史上とくに注目すべきものであろう。「協定」においてはこれほど明確ではないが、その第四條に「現在および將來の國民(nation)の代表者の権力は、ただそれを選出した人々の権力にのみ劣る」(p. 434)として、議會権力に對する國民の

権力の優位を明らかにしている。これに對し「要綱」にはこのような原理的な表現は全くみられない。もちろん先の「軍隊の建議」には人民主權論が明示されていたし、その具體化である「要綱」も當然に人民主權論を前提しなければ理解しえないものであるが、しかし「主張」「協定」と「要綱」との差は、單に基礎的原理に明確な表現を興えたか否かにとどまるものではなく、そのことと關聯して國民の不可侵の基本權を明言するか否かに及んでいる。すなわち「主張」は「軍隊と自由民の生得權 (the native rights)」(p. 431) を明白にしようとし、「協定」は更にその具體的内容に立ち入り、(一)信仰の自由、(二)従軍強制の拒否、(三)戦時中の行動にかんする免罰、(四)特權の禁止、(五)國民の安全と福祉のための法、を議會へ讓渡することのできない國民の保留すべき權利として、「われわれの生得權として、あらゆる壓制に對抗して力の限りをつくして維持しようと同じし決意し」(p. 435) ともとして、宣言している。このように「主張」も「協定」も不可侵不可讓の自然權をうたつていたのであるが、「要綱」にはこのような考え方は全くみられない。このような相違は一方が積極的な權利の主張を主眼とする革命的性格をもつのに對し、他方が事態の安定を急務とするという保守的性格を強めてきているという當面の事情から一應説明しうるであらう。

第二に議會(下院)については「主張」も「協定」もこれが「他のいかなる人または人々の同意または協力もなしに」(p. 434) 次のような権力をもつものと規定している。すなわち「主張」においては下院の至上權は法律の制定改廢、官吏の監督任免におよぶものであつて、「この下院の権力は國王がそれに對して争い、人民が生命をかけて守つたものであつて、それ故人民の血の償いとして要求さるべきものである」(p. 434) といわれており、「協定」第四條は法律の制定改廢、官吏の任免監督の他に、下院の権力として官廳法廷の設置廢止、宣戰講和、條約の締結の權をあげ、とくに保留せられた國民の基本權以外のすべてにおよぶとしている (p. 444)。これに比べると「要綱」は下院の



他に國王と上院の權力を認めようとする點で大きな差をみせている。立法權については何ものべられていないが、後述のように、議會に立法權を興えながらも國王の同意を必要とさせるという考え方があつたとみるべきであろう。官吏の任免については十年間は上・下院にその權限を興え、それ以後は上・下院の選んだ候補者中から國王が任命するとし（第四條 p. 423, Gardiner p. 320）、最高裁判權は上・下兩院におかれ（第一條第九項 p. 423, Gardiner p. 318）、軍事權も十年間は上・下院におかれ、その後は上・下院の同意と勸告にもとずいて國王によつて行使されるとされる（第二條 p. 423, Gardiner pp. 318—19）。更に「要綱」は議會閉会中の國務擔當のため委員会または國務院（Council of State）をつくり——この規定は「主張」にも「協定」にもない——これに樞密院（Privy Council）のような權能を興えて外交權および兩院の同意を條件として宣戰講和の權を認めようとしている（第三條第五項 p. 423, Gardiner p. 320）。このように議會の權力を規定するにあつて「要綱」の考え方は國王と上院の權力を大幅に認めようとするものであり、要するに第十四條に規定されているように事態の安定後は國王の個人的權利を認め、更に「上記の諸事項による以外王權の行使を制限されることもなく、安全と名譽と自由の状態へ恢復せしめるべきこと」（p. 424, Gardiner, p. 321）を要求しているのであつて、國王や上院にかんする規定を全く含んでいない「主張」や「協定」とはその立場を全く異にしている。

第三に選舉權の問題については、まず現在の議會をすみやかに解散せしめるという要求においては三者とも一致しており、また今後議會が二年に一度開催されるべきこと、議員任期を二年とすることについても一致している。また細部についても、「要綱」は議會会期を一二〇日としその他に國王による臨時議會の召集を認め、「協定」は会期を四月第一木曜日から九月末日とし、「主張」は何ものべていない。以上の點にかんしては三者の間に大差はないのであるが、選舉權については「主張」が、「二一歳以上の自由民——犯罪によつて自由を失つたものを除く——すべてが

選挙民たること」(p.433)として、おそらくイギリス史上最初の普通選挙の要求をかかげているのに對し、「要綱」も「協定」も、選挙區の改正、自由にして公平な選挙という要求をかかげているのみで、選挙権にかんしては何も書いていない。ただ「要綱」と「協定」との注目すべき差異は、議員定数の割當て改正の要求において、「要綱」が、「各地区が國家の共同の費用と負擔とにしているそれぞれの割合に比例して」(第一條第五項 p.422. Gardiner p.317)として税負擔額によつて議員定數を決めようとしているのに對し、「協定」は「住民の數によつて」(第一條 p.444)として人口比による割當てを主張していることである。「協定」が選挙権にかんする明白な規定を欠いたためにその解釋をめぐつて後に紛糾が生ずるのであるが、「主張」および一六四九年の第二人民協定に普通選挙の規定があることから、またここで人口比が主張されていることから、當然ここでも普通選挙が前提されていたと考えるべきであろう。「要綱」は普通選挙に反對し、後に明らかになるように一定の財産資格を設けようとするのであつて、その考え方が税負擔額の比による割當ての主張となつていのである。

最後に信仰の自由にかんしては、「要綱」はその第十一—十三條において、僧侶のもつ社会的 (civil) な強制權を廢し、國教の祈禱書 (the Book of Common Prayer) の強制使用を禁止、法王派の人々の權力を奪い、長老派の誓約の強制を禁じており (p.424. Gardiner. p.321)。「主張」は宗教問題をとくにとりあげてはいないが、十分の一税や「厄介な宣誓」を國民の不滿のうちに數えあげてその廢止を要求し (p.429)、また十月十八日に發表されたこの「主張」の縮制版ともいうべき「五部隊のアジテーターズからの提案」<sup>(1)</sup>は、その第三條に宗教の統一を強制するすべての指令の廢止、十分の一税、強制的宣誓の禁止をうたつていゝ (p.435, n.1)。「協定」において信仰の自由が國民の保留すべき基本權の一つとしてあげられていることは前述のとおりである。このように宗教問題にかんしては三者の基本的な態度において大差はないように思われる。

1 "Propositions from the Agiators of Five Regiments" p. 435. n.1.

その他細部の點については省略するが、ただ經濟問題にかんして注目されることは、「要綱」が必需品の消費税 (excise) の廢止、森林法 (Forest Laws) の停止、獨占の禁止を要求し (補、第二條第一・二・三項 p. 425. Gardiner. p. 324)、「主張」もまたビール、衣服、および工業品、國産品の消費税を廢止して外國商品に課すること、森林・寺領の解放、を要求し (p. 434-435)、また「アジテーターズからの提案」は獨占の禁止と圍込まれた共有地の解放を要求している (p. 435. n.1)。このような點についても「要綱」と「主張」は大體一致しているといえよう。

## 五 プトネー會議

およそ以上のような情勢のうちに軍隊の基本方針を決定すべきプトネー會議が一六四七年十月二八日から十一月一日にかけて開かれることとなつた。そしてここで初めて民間のレヴェラーズが軍會議に加えられ、軍幹部と彼らおよび兵士との對立が決定的となるのである。

會議はクロムウエルの開會宣言に始まり、まずクロムウエル、アイアトンは「正確に述べられた軍の主張」を軍の統一を亂すものとしてその起草者を喚問しようとするのであるが、他方兵士側はクロムウエルらが軍隊の名においてひそかに國王と交渉していることに非難をむけ、冒頭から會議は波瀾を豫想させた。しかもクロムウエルらはとにかく軍隊の分裂を極力回避しようとしてあらゆる努力をはらうのであるが、兵士たちはあくまで「主張」の線を固執し、更にそれを明確化した「人民協定」の試案を提示し、クロムウエルを驚愕させた。會議の進行は時に感情的となり、時に堂々めぐりにおちいり、あるいは完全な決裂を思わせるのであるが、それをつうじて争われた主要論點は三つに整理しうるであろう。

獨立派とレヴェラーズ

その第一は一六四七年六月十四日の「軍隊の建議」、および八月一日の「提案要綱」に發表された軍の公式の意見と、「人民協定」との喰い違いをどうするかという問題である。「人民協定」の原案を提示された時クロムウェルは非常に狼狽し、これは「國家の統治そのものの非常な變革」、「徹底的な混亂」、「この上ない荒廢」をひきおこすと云ふ(pp. 7-8) この提案を支えている信念は「卑しい空想、卑しい推論にすぎない」(p. 8)とさえ極言した。しかしやがて彼はこのような感情的な非難からこれを阻止しようとする努力へ轉じ、この提案の可否を論ずる前にまず、「どんな義務がわれわれに課せられているか、どこまでわれわれは拘束されているか」を問題にすべきであると主張した(p. 9)。アイアトンもこの動議に賛成し、軍隊が全く何の約束もせず義務ももっていないのなら、この「協定」の提案に賛成するのだが、と巧みに鋒先をかわしながら、あくまで軍隊のこれまでの諸宣言の考慮を要求している(pp. 11-12)。これに對してワイルドマンやレーンバラは、契約の拘束性はそれが正常な時にのみ存するとし、「人民協定」の諸提案が正しければそれに矛盾するような以前の契約は當然に破棄されるべきであるといい、従つてまず「協定」の内容自體の審議に入るべきであると要求している(pp. 10, 13, 14)。この論争は基本的にはもちろん「建議」や「要綱」の立場を固守しようとする軍幹部と、これを否定して「人民協定」の線を押しだそうとする兵士との對立なのであり、その限りこの對立は後にのべるような内容的な問題との關聯においてでなければ理解しえないのであるが、ここで議事進行手続きという表面的な問題に限つてみても、そのよりどころとして、契約(成文法)と自然法とがそれぞれ利用されていることが注目される。アイアトンの主張によれば、契約の破棄が許されるのはそれが神の前における不正な契約である時にのみ限られ、これに反して人間相互の正・不正は元來契約そのものにもとずいてるのである。「われわれが正義について語る時、それは神の前において罪となるものではなく……、人間と人間との間の正義の源泉に従つて正しいものについて語るのである。私としては、われわれが互いに約束を守るべきであるとい

うことを正義の大きな源泉と考える。それなくしては人と人との間には正義は少しも存しない」(p.26)。もし契約が人々の任意によつて破棄しうるものであるなら、権威は損われ國家は破滅し、この「人民協定」自體の効果さえなくなつてしまふであらう(p.11)。われわれは、「平和の維持と法の支持のため、お互いの中で協定されたところの一般的權威に服従しつつ、土地の所有、使用、處分の權利を享有する」という契約に服している(p.26)。國家も政府も土地私有權さえも、すべて契約より生じている。従つて契約を破棄することは無政府状態への復歸、私有制の否定を意味することとなるであらう。「人民協定」の正しさをまず考えよといわれても、正しさとか不正とかは、もしそれが契約の維持または破棄でないならば、きわめて不明瞭、曖昧であるといわざるをえない。——このようなアイアットの考え方にはホッブスの思想との著しい類似をみることができるのであるが、さしあたり軍隊のこれまでの宣言の有効性を支持するために用いられているこの主張には、同時にホッブスの場合と同じような保守性、契約の遵守、成文法および權威への服従の主張、をみることができるのであらう。議員追放の要求を「自然と諸國民の法」の名において正當すけようとした「軍隊の建議」がウッドハウスの推測するようにやはりアイアットの執筆によるものであるなら、この四ヶ月あまりの間における彼の立場と考え方との變化を見のがすことはできない。

ワイルドマンはまさにこの考え方の變化をつくののである。彼は議會への無條件服従はきわめて危険であるとし、軍隊の最初の宣言、すなわち「軍隊の建議」、は次のようなものであつたという。「軍隊は權利と自由、自然と諸國民の法、の原理にもとすいていた。それによれば人は、たとえ權威をもつ人々が怠つてゐる時でも、自分自身を保存すべきであり、……従つてもし何か國民の破滅に向うようなことがある場合には、國民を破滅せしめるものは絶対に不正なものなのであるから、國民はそれに反抗して自らを守つて良いのである」(p.24)。彼の主張によれば自然法は國民の自由、國民の福祉をこそ守るべきであつて、それに反する契約や成文法は無効であるとされる。ベッドフォール

ド州出身のあるアジテーターのいつているように、いかなる契約も、「人民から人民の権利を奪いとる」ことはできず、「人民協定」は單に「人民の當然の権利 (The people's due)」を定めただけであつて、そのために政體の變革が必要であるならそれもまた止むをえないのである (p. 18)。自然法が成文法に優越しそれが國民の福祉を目的とするという一般論にかんしては、アイアトンもこれを承認せざるをえず、「軍隊の建議」が「人民の基本的権利」と「國家の本質的権利」を要求したものであつたことも認めなければならなかつた (p. 20)。従つてアイアトンもまた自然法思想の範囲にとどまるものである限り、自然法が成文法かの論争はアイアトンに不利であり、問題は結局のところ、國民の権利とは何か、それが「軍隊の建議」や「提案要綱」で十分に保障されているのか、あるいは「人民協定」こそ眞にそれを守るものなのか、という内容的な問題にまで立ちいらざるをえなくなつてくる。

會議の第一日は、皆が心の中なる聖靈の聲に耳をかたむけ、事態の安定と軍隊の統一を祈願するため、明朝祈禱集會をもつこと、その前にアジテーターは各所屬部隊へ歸つて兵士の意見を徴してくること、各種の提案を検討するためにクロムウェル、アイアトン、レーンバラ、オヴァートンら十八名より成る委員会を設けること、を議決し何ら積極的な結論をうることなしに散會した。

翌十月二十九日祈禱集會の後、前日にひきつづいて會議が行われ、最初若干の人々が神の聲をえたとしてその體驗を語り、ついで議事進行の順序についてなお暫く争つた後、ついにアイアトンの妥協により、まず「人民協定」を逐條審議し、ついでそれと以前の諸宣言との關係を明らかにしようという方法に意見が一致して、「協定」が讀みあげられた。その第一條は選舉をより公平にするため議員定數を「住民の數に従つて」修正しようとする規定なのであるが、ここに選舉權の問題が第二の主要論點としてとりあげられることとなる。

「人民協定」が選舉權にかんする明白な規定を欠いていることは先に指摘したとおりであるが、アイアトンはこの

點をつき、選舉を公平にするという趣旨には賛成だが、選舉權の範圍を擴大しようとするつもりなのかどうかという點を質問している (pp. 52—53)。この質問に對しペティ (M. Petty) は。「その生得權 (birthright) を失つていないすべての住民は、選舉において平等な發言權をもつべきであると思う」 (p. 53) と答えて、「人民協定」が普通選舉を要求している旨を明らかにした。更にレーンバラはそれを補いはげしい口調で次のように主張する。「實際私の考えでは、イングランドの最も貧しい人も、最も偉い人と同様に生きるべき生命をもつている (the poorest he that is in England hath a life to live, as the greatest he)。だから、ある政府のもつて生活するすべての人々がすべてまず、自分自身の同意によつて (by his own consent) その政府に服従すべきであるということは明白である。イングランドのいかなる貧しいものも、自分が發言權をもたない政府には、嚴密な意味では全く服従する義務はないと思う」 (p. 53)。神によつて理性を與えられているすべての人は、この理性を行使する權利、否、義務があり、それ故に「イギリスに生れたすべての人」が、彼を拘束するところの法をつくり政治を行う人々の選出に發言權をもつことは、自然の法であり諸國民の法であり神の法である (pp. 55—56)。レヴェラーズの基礎になつてゐる考え方は明らかに社会契約説で、そのことはたとえば、「すべての人は自然的に自由である」 (ペティ) (p. 61)、「すべての政府は人民の自由な同意にもとづく」 (ワイルドマン) (p. 66)、「あらゆる法の源泉は人民に存する」 (レーンバラ) (p. 66) というような言葉に表徴されているのであるが、そこから當然に彼らはすべての人の平等な發言權という普通選舉の主張を導くのである。ただしそれが完全な意味の普通選舉であつたかどうかは疑問で、レーンバラなどがどの程度に選舉權の擴大を要求していたかは明らかではないが、たとえばペティは「召使いや徒弟はその主人に含まれてゐる」として、慈善をうけている貧民と共にこれを選舉權から除外しようと考えてゐる (p. 83)。このことは後述の「第二人民協定」第三條第一項の選舉權の規定において、慈善をうけている貧民、私人の召使、私人から賃銀をうけて

いるものを除外し、「二一歳以上の男子であつて世帯主 (housekeepers)」たるものに選挙権を限定している (p. 356) ことと思ひあわせて、レヴェラーズの限界をしめしているといえよう。

しかしとにかく、年四十シリングの土地 (freehold) をもつものにしか選挙権を與えないという現行法は、レヴェラーズの主張によれば、ノルマンの征服によつてイングランド國民に課せられた專制的法律の結果なのであり、イングランド國民を奴隷化するものであるといわれる (p. 61)。そのために、「金持ちだけが選ばれて……、國民の大部分は奴隷となる」(レインバラ) (p. 67) という結果が生ずる。

しかし現行法によつて選挙人たりうる資産をもつアイアトンは、當然にこのような普通選挙要求に反對する。彼の主張によれば、このようにすべての人に選挙権を要求することは、「絶對的自然權 (an absolute natural right) へ逃げこんで、すべての市民權 (civil right) を否定する」(p. 53) ことなのである。生得權、自然權によつて與えられるのは、イングランドから追いだされず、空氣と土地を與えられ、公道を使用し、要するに皆と一しよに生活するという權利だけであつて、「ここで生れたということだけで、この土地やその他すべてのものを處理する權力への分け前をもつということとは、十分な根據がないように思う」(p. 54)。自然權によつて與えられるものは、單に自らの人格 (person) についての權利のみであつて (p. 27)、國家も私有權もすべて契約、成文法にもとづく市民權より生ずる。自然權は「人間の生存 (being) についてののみ眞實であるが、より良き生存 (better being) については眞實ではなす」(p. 71)。とくにアイアトンの中心的な關心は財産權なのであつて、そこから彼の成文法尊重論がでてくる。「神の法も自然法も私に財産 (property) を與えない。財産は人間の制度 (human constitution) による。……制度が財産を基礎するのである」(p. 69)。自然權によつてすべての人に選挙権を要求しうるなら、同じ理由によつて私有制の廢止も要求しうるであらう。自然法に訴えることは無政府状態をひきおこすこととなる (p. 58)。かくてアイアトンは



記憶しえないほど古い時代からの根源的基本的な社会制度 (civil constitution) にもとずいて選挙権を制限しよう  
と企てるのである。私有制を基礎付けているその同じ基本法によつて選挙権は、國家の眞の利益を判定しうる人、す  
なわち國家に對して「恒久的固定的な利害 (a permanent fixed interest)」をもつ人々にのみ限定されており  
(p.54)、それは具體的には、「土地をもつ人々、およびすべての産業 (trading) を握つてゐるところの、組合 (cor-  
poration) に屬する人々」(p.54)を意味してゐる。單に貨幣をもつのみであればいつでも外國へゆけるから、その人  
は固定的利害をもつとはいえず、従つて選挙権を與えられてはならないのである (p.57)。政府と法とに服従する限  
り、すべての人に——外國人にでも——保護は與えられるが、法と政府とに發言權をもちうるのはただ土地所有者と  
組合員とのみでなければならぬ。法の源泉は人民に存するというワイルドマンの主張は、「人民というのが國土に恒  
久的な利害をもつ人々を意味してゐる」のなら正しいとアイアトンはいつてゐる (p.67)。このような主張にアイアト  
ンの——そしてクロムウエルの——階級性をはつきりとみることができるのであるが、議員定數の割當てを公平にす  
るため、税負擔額と人口とのいすれを規準とするかという、先に指摘したような「提案要綱」と「人民協定」との差  
も、このような選挙権の問題と關聯してゐることを、アイアトン自身はつきりと言明してゐる (p.85 p.88)。

選挙権の制限がレヴェラーズの主張するようにノルマン征服の結果であつたのか、それともアイアトンの主張する  
ようにイムメモリアルな過去からのものであつたのかは、結局水掛け論に終つてしまつた感があるが、自然権を根據  
とする普通選挙の要求が私有制を破壊し無政府状態にみちびくというアイアトンの非難には、レヴェラーズはどう答  
えてゐるであらうか。しばしば指指されてゐるようにレヴェラーズもまた私有制の廢止、財産の平等化を主張するも  
のではなかつた。むしろ彼らは私有制は自然法にもとずき、財産権は自然権であるという考え方をもちつてアイアトン  
に答えようとする。たとえばクラーク (J. Clark) は次のようにいつてゐる。普通選挙権主張の根據は「自然法であ

る。これはあらゆる制度の基礎となる法であると私は思う。しかも財産権が制度の基礎なのであつて、制度が財産権の基礎なのではない。というのはもし制度が設けられていないとしても、自然法がすべての人に、他人のものとは異なるところの彼自身のものの所有権の原理を興えるから。この財産への自然的権利 (this natural right to property) が、『私のもの (meum)』と『汝のもの (tuum)』との基礎なのである」(p.75)。またペテリの主張によれば、「人々が代表者を選びだす理由は……選出された人々が皆のために財産権を守るだろうということなのであり、従つて人々は財産権を守るために、何らかの形の政府に服するよう同意するのである」(p.62)といわれ、それ故にすべての人が選挙権をもつことは、アイアトンの恐れるように私有制を破壊することにはならず、「反対にすべての財産を守る唯一の手段であると思う」(p.61)と主張されている。レーンバラもまた、神の法に「盗むなかれ」と定められていることから推して、神の法は私有制を認めていると説き、「われわれが無政府状態を主張していると信じてほしくない」といつている (p.59)。アイアトンの主張をホップスのといえるなら、以上のようなレヴェライズの主張はロッキ的といえよう。あとでレーンバラはアイアトンの雄辯に壓倒され、「すべての財産権をとり去らなければ自由をもちえない」ということは分つた。もしそれが定めであるのなら……止むをえないだろう」(p.61)といつて、普通選挙権獲得のためには私有制の廃止もまた止むをえないというような口吻をもらしているが、彼が私有制の廃止を主張したとは考えられない。ここにもまたレヴェライズの限界があるわけで、従つてこの問題は私有制か共産制かというようには展開されず、財産権が自然権か否かという點に止まつてしまつたのである。

この論争も結局はアイアトンの譲歩によつて解決されることとなる。彼は國家の平和を亂すよりは生得権も財産権も捨てようとややヒステリックに叫び (p.70)、レヴェライズや兵士たちの斷固たる態度に押されて、「満足はしないけれども反対もしない」(p.71)といひ、結局「人民協定」の普通選挙権の規定を承認するのである。ここにもクロムウェ

ルやアイアトンの現實的妥協的な態度をみることができらるであろう。彼らは國王や議會と對抗しうるために、何よりも軍隊内部の分裂を恐れなければならなかつたのである。

會議の第二日目がこのような妥協の中に終りかけた時 アイアトンはすすんで「提案要綱」と「人民協定」との差を指摘しつつ、國王と上院の問題にふれ、彼としてはやはり「要綱」の立場をつづけて國王と上院の存續を望むと述べたため(p.88)、ふたたび議論沸騰し、會議第三日(十一月一日)もこの論争で終始した。これが第三の主要論點をなすのである。

クロムウェルとアイアトンは、國王と上院とは、「國家の共同の權利と安全とに一致する限り」(p.88)その存續を認められるべきであるとし、従つて法律は下院のみによつて制定されるのではなく、國王、上院の同意をまつて發効すると主張する(pp.104-107, p.111 etc.)。これはイングランド王國の基本的な制度であり(p.119)、このような基本法に重大な變更を加えることは危険で、それよりもまず事態の安定こそ急務である、と彼らは主張する(pp.92-93)。これに對してレインバラは、「基本法にもとずくよりも事物の平等と合理性とを考慮すべきである (p.121)として、先例よりも理性をとという革新的な態度を明示し、ワイルドマンは戦争挑發者に惠みを与える必要ありやときめつけて(p.108)、「提案要綱」が國王に軍事權、拒否權を與えたことにより「隷屬制の基礎を以前より強めた」(p.90)として、これを反動的と非難し、ペティは、「國王と上院の權力は常に專制の一部であつた……。この國の制度がもどおりに確立されるなら、この國には以前より強固に專制が確立されるであろう」(p.88)と強調している。このような對立は、國民の同意ある限り、國王、上院がどのような形で存續しようとするかは正しい政府であるというアイアトンの見解と、國王、上院ある限りそれは不正な政府であるというワイルドマンの見解(p.122)との對立に歸着し、ついに何らの妥協にも到達しえなかつたのである。

以上のような本会議の他に、十月三十日、三十一日、十一月二日には委員会がもたれて、細部にわたる検討が行われたが、この委員会の結論は、「人民協定」、「提案要綱」、「正確に述べられた軍の主張」を折衷したにとどまり、しかも選挙権の範囲、議員定数改正の規準などの中心的な問題は抽象的なとりきめに終つて、何らの決定をみるにいたらなかつた (cf. pp. 439—452)。このような軍幹部の遷延策に對して、レヴェラーズや兵士たちの不満はますます昂まり、その非難は彼來のように議會に對してではなく、軍幹部に對して露骨にたたきつけられるようになってくる。十一月三日「人民協定」が「イングランド自由民への手紙」と「兵士と士官への手紙」とを附して公刊されたのは、もはや議會も軍幹部も頼りとしえずと見切りをつけた彼らが、直接國民に訴えようとした意圖をあらわしているが、それより先、十月二十九日に民間の一レヴェラー——おそらくワイルドマン——は「兵士への呼びかけ」<sup>(1)</sup>を發表し、クロムウェルやアィアトンを、「狡猾な策略家、巧みなマキアヴェリアン」と呼び、「ティラニーの變名たるモナーキを愛するのあまり、アナキーという言葉におどろかされてはならぬ」と戒め、「ただ神の正義にのみ頼れ」、「議會よ、司令部よ、さらば」と叫んだ (pp. 439—443)。軍幹部のあらゆる努力、妥協にもかかわらず、軍隊は分裂の危機にさらされたのである。

1 "A Call to all the Souldiers of the Armie, by the Free People of England....." pp. 439—443.

## 六 レヴェラーズの失望

プトネー會議以後も一般會議および委員会は續行されたが、その議事録は殘されておらず、ただ「アジテーターから部隊への手紙」<sup>(1)</sup>(十一月十一日)によつてその大要をうかがうことができるのみである。それによれば十一月四日、五日の會議ではレヴェラーズの主張が支配的となり、普通選挙、國王無視の主張を下院へおくること、軍隊の総集會

をひらくこと、が議決されたのであるが、しかしクロムウェルはこの議決に屈せずその取消しに努め、八日の会議で下院への要求提出を取消させ、またアジターターを所屬部隊へ歸らせて軍隊の総集會を避け、これを三つに分けて集會させて氣勢をくじいた。これを不満としたハリソンとR・リルバーンとの部隊では暴動がおこつたが鎮壓され、統一は恢復されたのである。このことはウッドハウスによれば、兵士たちの大多數がレヴェラーズのように政治的な要求によりも、やはり給料問題にしか關心をもつていなかったためとされているが(p. 30)「クロムウェルがようやく弾壓的な手段にでるようになった點注目すべきであらう。

1 "A Letter sent from several Agitators of the Army to their respective Regiments..... Wherein is discovered the ground of the present differences between them and the General Council, concerning the King, and the establishment of Common Right and Freedom for all People in this Kingdom. With a true Account of the Proceedings of the General Council thereupon." pp. 452—454. これは十五名のミニスターズの署名が附されている。

十一月二五日から一月八日まで會議はウィンザー(Windsor)において續行されたが、議題は給料、免罰という當面の諸問題に限定されていたらしい。もちろんこの間にもレヴェラーズの不満は決して絶えたわけではなく、たとえばワイルドマンの筆に成ると思われる「プトネーの計畫」<sup>(1)</sup>(十二月二十日)は「提案要綱」に非難の矢を向け、リルバーンを擁護しつつクロムウェルを攻撃している。

1 "Putney Projects. Or the old serpent in a new form....." pp. 426—429.

この頃にいたつても國王チャールズ一世はあくまで復位を策していたが、議會が「四法案」(Four Bills)によつて提示した和解條件を拒否し(十二月二八日)、ために議會も一六四八年一月三日ついに「國王無視の決議」(The Vote of No Address)をせざるをえなくなり、一月十七日これを發表し、軍幹部も當然この決議に従ふこととなつた。レヴェラーズと幹部との對立の一つは、ここでいわば自動的にとり除かれたのである。軍はその統一の恢復を祝

い、クロムウェルとアイアトンは熱心な祈りを捧げたといわれるが、翌二月から八月にいたる第二次内亂は否應なしに軍を、更に軍と議會とを團結させることとなつた。

しかし戰亂がふたたび議會派の勝利のうちに終結すると、對立もふたたび表面化するようになつてくる。すでに一六四八年九月十一日レヴェラーズはその独自の立場から二八ヶ條から成る請願を議會へ提出し、國王、上院の拒否權の廢止、信仰の自由、獨占の禁止、十分の一稅廢止、未拂い給料の支拂い、免罰など、以前と同様の主張をくりかえしている。更にこの請願は議員任期を一年とし、會期を四十日ないし五十日と定めようとしている點で、また二八ヶ條の要求のあとで、「もしこれらすべてが何らの効果もたらさなければ、神をわれわれの導きとしよう。人間によつてはわれわれの保存の道はしめされないのであるから」(p. 342)としている點で、以前よりも強く議會への不信をあらわしているのであるが、同時にその第十八條において、「貴下および將來のすべての議會が、財産權の廢止、資産の平等化、またはすべてのものの共有化、を行わないという義務をもつこと」(p. 340)という要求をかかげ、レヴェラーズが私有制の廢止を意圖するものではないことを、初めて正式に明らかにした點で、注目すべきであろう。

1 "To the Right Honorable, the Commons of England In Parliament Assembled. The humble petition of divers wellaffected persons inhabiting the City of London, etc." pp. 338—342.

他方軍幹部は十一月十六日アイアトンの手になる「軍隊の諫奏」<sup>1)</sup>を發表してその態度を明らかにしたのであるが、これはこれまでの軍隊諸宣言にくらべていちじるしくレヴェラーズの要求に接近していることが注目される。この「諫奏」はまず事態の切迫によつてこのような手段をとらざるをえなかつた理由をのべ、議會が國王無視の決議を變えることなきよう要望した後、平等にして繼續的な議會、拒否權の廢止、を要求し、ついで國王の一方的な行動のため軍隊が従來の諸宣言にそむいて國王の拒否權を否定しなければならなくなつた理由をのべ、議會開催の諸規定、議會の

権限、國民に保留すべき基本的権利を明らかにし、國務院の制度に言及し、最後にレヴェラーズの請願<sup>(2)</sup>の考慮をうながしている。ここにのべられた諸要求は内容的には「人民協定」にかなり近く、「提案要綱」からは大分遠ざかつてきているが、しかし全體としての調子はやはりレヴェラーズのものよりはるかに穩健で、國民の諸権利の積極的な主張という氣魄に欠けているのみでなく、これまでの論争の中心となつてきた多くの點、すなわち選舉權の範圍、議員定數の改正、議員の任期および議會の會期については何ら具體的な規定をしていない。また國民の保留すべき基本的権利についても、「この解決案中に含まれた共通の権利、自由、安全、の基礎を讓渡したり放棄したりすることはな<sup>(3)</sup>」(p.463)と抽象的にうたつてに止まる。従つてこの「諫奏」がレヴェラーズを満足せしめたとはどうてい考えられず、むしろわれわれはこのうちに軍幹部のあまりにも煮えきらない妥協的態度をよみとることができるのであつて、後にリルバーンもこの「諫奏」に非難の矢を放つことを忘れなかつたのである。<sup>(3)</sup>

1 "A Remonstrance of his Excellency Thomas Lord Fairfax, Lord General of the Parliaments forces and of the General Council of Officers..... Presented to the Commons assembled in parliament....." pp. 456—465. 1777. 士官會議といわれているのは第二次内亂後、先の一般會議を廢してその代りにつくられたものである。

2 一六四七年三月および一六四八年九月のものな指す。(本稿二七ページおよび五二ページ参照)

3 J. Lilburne: *Legal Fundamental Liberties* (1649) は「諫奏」の初めのとらるに、國民の福祉を口實として騒亂を企てるものがあると述べられているのに對し、これはレヴェラーズを暗にさしているのだと怒つてゐる (cited. p.344)。

この「諫奏」は十一月十八日議會へ提出されたが默殺され、軍と議會との對立はますますはげしくなり、それに應じて軍幹部はレヴェラーズと兵士の側への一そうの歩みよりを余儀なくされた。このころ軍幹部は國王の處刑、議會の反軍分子の追放、の決意をかため、これを實行にうつそうとしたのであるが、リルバーンやワイルドマンはそのため軍が獨占的勢力となつて専制化することを恐れ、これまでの彼らの主張とは反對に、軍隊に對する均衡勢力として

國王と議会の存続を要求し、むしろまず「人民協定」を再審議し安定策の基本方針を明らかにすべきであると主張した。この主張はいれられ、リルバーンの提案どおりに議会、軍幹部、獨立派、レヴェラーズからのおの四名の代表者を出して委員会をつくり、「人民協定」を練り直すこととなつた。<sup>(1)</sup>この間、十二月六日に有名なプライド (Pride) 大佐の議会反軍分子一掃があつたが、それより四日おくれて十二月十日リルバーンらの委員会は「人民協定」原案を作成し、軍会議へ提出、十二月十四日から翌一六四九年一月十三日までホワイトホール (Whitehall) における軍会議でこの原案が検討修正され、一月二十日軍会議から議会へ提出された。これが第二人民協定<sup>(2)</sup>といわれるものである。

1 ンの間の経過は J. Lilburne : op. cit. にくわし (cited. pp. 342—349)。

2 "An Agreement of the People of England, and the places therewith incorporated, for a secure and present peace, upon grounds of common right, freedom and safety." S. R. Gardiner : op. cit. pp. 359—371 および星田輝夫、前掲論文「二六—一三三ページの邦譯参照。サーディナーの註によれば議會へ提出された時附されていた請願の日附けが一月十五日であるから、一月十五日に土官會議で最終的に決定されたのである」とされている。ウッドハウスには軍會議から提出されたものの全文はないが、リルバーンら委員会の原案のせ (pp. 355—364)、脚註で成案との差をしめしている。

委員会の経過については詳しいことは不明であるが、リルバーンの敘述に従えば、討論の中心は、「良心の自由と、法の規定なき場合の議会の處罰權」であつて、主としてアイトンの、時には夜を徹する「長い厄介な争い」の後、「十六人の委員の大多数の間で、われわれの最初の協定に従つて絶対的最終的な結論に到達し、それについての論議は完了したと考へ、もうそれ以上何もつけ加えることなしに、まず軍會議へ、ついで諸部隊へ、更に全國民へ同意を求めため提出すべきだと思つた」。レヴェラーズの主張はついに貫徹されたかに思われたのである。「しかし」とリルバーンは續けている。「ああ、何という馬鹿者だつたのであるう。われわれはただ欺かれただけなのだ……。わ



れわれ委員たちが最初恐れていたこと、すなわち、どんな拘束も約束も契約も、巧みなペテン師である軍隊指導者を縛りえないということが今や明らかになった。というのはそれが軍会議にもちだされると、將軍やクロムウェルやその手先の士官たちの一味がやつてきて、何日もかかつて協定を全部こなにしてしまい、アイアトン自身まるで絶對君主のように……その意志には何人も背かせなかつたのである」<sup>(1)</sup>。「人民協定」は骨抜きにされた、レヴェラーズの希望はうちくだされた！——一體何がこのようにリルバーンを怒らせたのであろうか。

1 J. Lilburne : op. cit. (cited. p.349)

軍会議の欺瞞に怒つたリルバーンは、公式に發表された「人民協定」とは別に、十二月十日だけで「自由の基礎、あるいは人民協定」<sup>(1)</sup>と題するバムフレットにおいて、委員会の原案および——ギップの推定によれば<sup>(2)</sup>——レヴェラーズの要求にもかかわらず委員会が否決された條項、を發表したのであるが、この兩者を比較して異同を明らかにしてみよう。前文は兩者とも全く同一で、そのほか現議會解散の規定、選舉の公平化、議員定數の割當て、普通選舉、選舉の方法、選舉管理人の規定、國務院の規定、國民の保留すべき權利として従軍強制の拒否、戦時中の行爲にかんする免罰、特權の廢止、法の規定なき場合の議會の處罰の禁止、土地財産の共有化禁止などにおいても原案と成案とは全く一致している。このような兩者の一致からウッドハウスは「世俗的 (civil) な問題については殆んど不一致はなかつたように思われる」(p.237)と云つてゐるし、リルバーンの憤りも主として宗教問題にのみむけられてゐるようである。しかし一つ奇妙なことは、軍會議の發表した成案にはその第二條に議員任期を二年、議會会期を六ヶ月と明示しているのに對し、原案には任期、会期の定めが全くみられないことである。兩者を比較してゐるウッドハウスもギップも、何故原案に任期、会期の定めがないのかということについては何ものべていないので、にわかには斷定することはできないけれども、もし推測が許されるなら、先の九月十一日のレヴェラーズの請願が任期一年、会期四十

日ないし五十日と要求していること、「第三の人民協定」として一六四九年五月一日にリルバーン、オヴァートン、ウォールウィンらの発表したものの中にも、任期一年、会期四ヶ月が要求されている (p.366. H.) こと、などを思いあわせると、レヴェラーズの主張は任期、会期をできるだけ短かくし、議員の交替を頻繁ならしめようとするにあつたと考えられる。同じ「第三の人民協定」中に、國務院を設けないという規定や、一年以上会期を延長しようとした場合には叛逆罪とみなすという規定が含まれていることも、権力の固定、専制化を阻止しようとする同様の考え方にもとずく主張といえよう。とすれば「第二人民協定」の原案に議員任期、議会議会期の定めがないのは、その點でレヴェラーズ代表と他の代表との間に結論が出されなかつたためであり、軍會議の成案に任期二年、会期六ヶ月とあるのは、レヴェラーズの側の讓歩によると考えうるのではなからうか。

1 'Foundations of Freedom or an Agreement of the People; Proposed as a rule for future Government in the establishment of a firm and lasting peace.' pp. 355—367.

2 M. A. Gibb: John Lilburne, The Leveller, (1947) p. 243

リルバーンが軍會議の處置に不満を感じた一つの點は、「人民協定」が議會へ提出されたという發表形式の問題である。先の引用から知られるように、リルバーンの考えでは「人民協定」は議會によつて發布さるべきものではなく、直接國民に提示しその賛同を求むべきものなのである。「人民協定は議會から與えられるのは適當ではない。何故なら議會から與えられるならばそれは命令以外の何もものでもなくなるから」(cited p.352)。もちろんリルバーンも議會制度を否定しようというのではない。しかしレヴェラーズの考えによれば、國王、ついで議會、は國民の意志を無視することによつて國家を構成する基本契約を破棄したのであり、従つてイングランド王國は自然状態に復歸したとされるのである。そして「人民協定」こそ國民の同意にもとずいて國家を再構成すべき根源的基本的な社会契約の條

項に他ならず、議會制度そのものの基礎をなすものでなければならぬ。「ある議會でなされたことは次の議會で取り消されるかも知れない。しかし人民の間で始められ締結される人民協定は、決して議會によつて破壊されてはならないのである」とリバーンは「法的基本的自由」のなかでいつている (Cited, p.352)。

しかし彼が最大の不満をしめしたのはやはり信仰の自由の問題にかんしてであつた。ホワイトホール會議もこの問題に集中していたのである。

1 cf. D. W. Petegorsky : op. cit. p.91, p.117.

## 七 ホワイトホール會議

「人民協定」の原案では信仰の自由を國民の保留すべき基本的な権利の最初にかかげ、第七條第一項に次のようにべている。「われわれは、信仰、宗教、神の禮拜の問題にかんし、刑罰またはその他の手段により人々を強制するような、あるいは(公共の禮拜のため保留されまたは保留されるであろう場所を除く)いかなる家または場所においても、良心に従つて信仰の告白や宗教の行事を行うのを阻止するような、法律、誓約、契約を繼續しまたは制定する權力を、われわれの代表者に與えない。ただし信仰、禮拜、規律の問題について公けの方法で國民を教育し指導することは(それが強制的または明白な法王主義でない限り)彼らの任意にゆだねられる」(p.362)。

ホワイトホール會議はこの項目をめぐつて一六四八年十二月十四日にひらかれた。冒頭次のような形で問題が提起された。「行政者は宗教の問題において強制的または阻止的な權力をもつかどうか、またはもつべきであるかどうか。」「宗教問題を除外するという保留條項を(人民協定のうちに)いれるか、それともただ自然的世俗的 (natural and civil) な問題の權力のみを與えて宗教については何ものべないでおくか」(p.125)。行政者に宗教権ありや否や

という第一の問題については、ほとんどすべての人が否定的見解に一致し、従つて問題は單にそのことを國民の保留すべき基本權として「協定」中に明示するか否かという第二の點に集中するかに思われた。しかしアイアトンはことさらに問題を紛糾させ、すべての人が「その良心に従つて神に仕える自由をもつ」ことを、「それは權利であつて私もそれに同意する。それはわれわれの間では問題ではない」(p.143)といひながら、「しかしここに問題がある」として次のようにつづけている。「今や問題は、人々がその光りと良心とに従つて神に仕えるようにするため、人が宗教と名づけるすべてのものに何らの制限も設けないような規定を、良心的な人々に對してつくるべきかどうか、ということである」。「われわれは、偶像崇拜を行い、無神論をとき、または神の光にそむくあらゆることをする人々にも、何らの制限なしに自由を與えるような規定をつくるべきであらうか、それが問題である」(p.143)。アイアトンの信仰自由の主張は「良心に従つた眞の」宗教にしかおよばないのであり、その判定は行政者にゆだねられるが故に、行政者には宗教のことにかんしても人々を阻止する力が與えられるべきであると、彼は前言をひるがえすにいたるのである。リルバーンはこのようなアイアトンの言葉をさえぎり、「それは問題ではない。ただその章句を協定に含めるかどうかだけだ」(p.144)と叫ぶのであるが、良心の自由を單にキリスト教徒のみの權利とみるか、人間としての自然的權利とみるかというこの點に、彼らの對立の根本がひそめられているといえるであらう。そしてアイアトンのこのような問題提起のために、論點は逆戻りし、行政者に宗教上の強制權が與えられるべきかどうかという問題がむしかえされることとなる。その場合アイアトンのより所は舊約聖書においてユダヤの行政者に宗教權が與えられていたということである。彼を援けてギルバート(Gilbert)がうつらうつらするように(p.164)「舊約聖書には、儀式的(Ceremonial)と道德的(Moral)と二つの法が區別され、更にそれぞれにこれを守るための司法的(Judicial)な法があつたと考え、儀式的な法はユダヤ民族のみかんするものであるから現在は拘束的ではないが、道德的な法は永久に拘束的である

とし、従つて司法的な法も一部は消滅したが一部は存続しており、行政者の宗教権も一部は存続していると考えられるのである。モーゼの十戒中最初の四つの命令——神の禮拜にかんするいわゆる「First Table」——にかんしては、「行政者は人々を阻止する権力をもち、またはもつべきである」(p.154)とアイアトンはいつている。この考え方に對してレヴェラーズは、ミルトン(J. Milton)や少し異なつた意味でウイリアムズ(R. Williams)などが主張しているように、舊約聖書は象徴的または「型としての」(typical)意味を有するにとどまり、型に對する本體としての、對型的(antitypical)なイエスの出現により、すなわち福音書により、完全に克服されたとみる。従つてここでは戒律(Law)と福音(Gospel)とはきびしく分けられる。この關係はウッドハウスの圖式化に従えば、長老派は舊約聖書をも尊重してカルヴァンの權威主義的、國民的な教会組織を主張し、非分離派の組合派(the non-separating Congregationalists)は新約聖書をより強調するがイスラエルのキリスト教國家をも考え、分立派(secularies)は戒律と福音との差を最も強調し新約聖書のみから聖俗分離の原則を一貫しようとする、という差別に要約されるであろう(p.187)。ここからレヴェラーズにおいては自然と恩寵(grace)とは峻別され、政治と宗教とは全く異なつた次元に屬するものと考えられることになる。ワイルドマンがいつているように、「何が罪(sin)であるかは自然の光によつては容易に定めえない。……神の禮拜のことにかんしては自然の光で定めることは困難である。自然の光によつては神が存在するという以上には決めがたい。……すべての存在の根源となる第一存在の正しい概念をもつとは、自然の光のみによつては不可能である」(p.161)。そして行政者は自然の秩序のみにかかわるべきで、恩寵の秩序にかかわるべきではない。何故ならその點にかんしては、「行政者は人民と同様に誤り易いと考えられなければならぬし……、権力をもつていない人民よりも、もつと誤り易いのである。行政者は惡を阻止するよりは善を破壊する可能性が大きい」(p.161)。恩寵はただ神のみの興えうるものでなければならぬ。

このようにして委員会ではすでに解決されていた問題が再び争われ解決點を見出すことなく会議の第一日は終つた。ルバーンは憤激のあまり決闘を申込んだといわれ、<sup>(1)</sup>「信仰も眞實さもありふれた誠實ささえなきもの」(p. 349)と軍幹部を罵つて、席をけつて退いたのである。十二月十六日、十八日の委員会は原案第七條第二項(従軍強制拒否權を國民の基本權とする)、第三項(戦時中の行動にかんする免罰)を修正可決したが、二一日の委員会は、信仰の自由を國民の保留すべき基本權とするという原案第七條第一項を削除し、それに代つて成案第八條に、議会の權力は自然的世俗的なもののみおよび精神的宗教的なものには及ばないという規定を加え、第九條として、キリスト教を公けの宗教とすること、これは強制によらざること、信仰告白と宗教行事との自由を法王派および監督派以外のすべてに與えること、これに反する法律などを廢止すること、を定めた。原案第七條第一項が先にのべたとおり信仰の自由を無條件に規定しているのに對し、ここではその範圍がかなり狭められていることは明らかであろう。ついで二六日、二九日の委員会は原案第七條第六項(法律の規定なき場合には議會に處罰權なし)、第七項(議員は官職を兼任しえず)を可決したが、第五項(土地所有、贈與、特權などによる法の免除は從來のものも一切無効とする)は削除され、單に第四項(今後そのような特權を設けない)のみが可決されたのである。

1 cf. M. A. Gibb : op. cit. p. 245.

明けて一六四九年一月八日、十日、十一日、十三日とホワイトホール會議は續行されたが、もはやルバーン、ワイルドマンらは姿をみせず、かわつてエアベリ(W. Erbury)やジョイス(G. Joyce)らが、これは協定(agreement)ではなくて非協定(disagreement)であるとなお喰ひ下つたが、大勢はすでに決した感があつた。一月二十日「人民協定」は軍會議の修正をうけた形で議會へ提出されたのである。それは形式上はレヴェラーズの主張をとり入れたきわめて民主主義的な憲法であつたし、軍會議における修正も、ルバーンのいうように原案を「全部こなごなに

しまつた」というほど、甚だしいものとは考えられない<sup>(1)</sup>。しかし宗教の問題にかんしてはレヴェライズの理想は實現されなかつたし、より根本的には、その成立の経過をたどつてきたわれわれにはすでに明らかとなつてゐるよう、軍幹部にはこの「人民協定」を主張しつづける熱意はどうも期待しえないのであり、それはその提出の當初からやがてはクロムウエルの獨裁制と「統治章典」によつておきかえられるべく運命づけられていたといえよう。<sup>(2)</sup>「人民協定」は軍幹部からもレヴェライズからも大きな不満をもたれつつ、曖昧な性格のまま公けにされたのである。<sup>(3)</sup>リルバーンはホワイトホール会議を退席した直後、「人民協定」の暗い未來を豫言して次のようにいつてゐる。「しかしそれが軍會議の審議にかけられて以來、すでに長い時間がついやされ煩しい論議と争いが行われた。しかもそれは、それなくしては『協定』が無價値となるほど、それほどわれわれの自由に本質的な點にかんして行われたのである。何故なら行政者が宗教問題に阻止的な權力を與えられ、あるいは法の規定なき場合にも判決、處罰の權力を委ねられてゐる場合に、良心的な人々にとつて一體どんな自由が存するであろうか？」<sup>(4)</sup>

1 私以上あげた差異の他に、原案では協定の條項を自由にとつて本質的なもの、力の限りをつくして維持すべきものとする力強い調子の後文がついてゐるが、成案では後文は削られ第十條では協定の條項の一部を本質的、他を有用、便宜的なものとして調子が弱められてゐる、という差をギップはあげてゐる (M. A. Gibb: op. cit. p.245)。

2 「人民協定」と「統治章典」との内容的な差異については、大野眞弓、前掲論文参照。

3 千年王國論者もまた「人民協定」に反対したがこれは別の理由による。たとえばホワイトホール會議中にスプリッグ (J. Spriggs) などがいつてゐるよう (p.14)、彼らは神の言葉、キリストの靈が人々の心に浸透して「新し、天と新しい地」がもたらされることを期待してゐるのであつて、人間の能力自体に不信をいだいてゐるのである。なお社會思想においても彼らとレヴェライズとはかなり異なつてゐるが、本稿ではそこまで立ちいることはできない。その点についてはさしあたりウッドハウスの解説参照、とくに pp. [82]—[84]。

4 J. Lilburne : A Plea for Common Right and Freedom, (Dec. 28, 1648) (ciel. p. 472)

リルバーンの豫言は悲しくも適中した。レヴェライズスの末路についてシェンクはこう書いている。「軍指導者の支配を絶對化したこのような處置に對して、當然のことながらレヴェライズスははげしく反抗した。一六四九年の政治の現實は、「神の下の人民はあらゆる權力の源泉である」という公然の原理を嘲弄するかの如くであつた。リルバーンはきわめてはげしい毒舌に充ちた多數のпамフレットを發表し、一六四九年三月彼とその三名の同志とは武装兵に捕えられ、國務院へ引き出された。この時クロムウェルは、戸をへだててその聲をきいたというリルバーンの告げるところによれば、「会議室のテーブルをガンガンと拳骨で叩きながら」、「こういう連中は粉碎してしまふより方法がない……。彼らをやつつけてしまわなければ、こつちの破滅だ」と國務院でのべていた。レヴェライズスの指導者はロンドン塔に投ぜられ、一六四九年四月、五月の軍隊の叛亂は、バーフォード (Burford) でクロムウェルにより最後の鎮壓され、ついで三名の首謀者が處刑された。權力への争いにおいて、レヴェライズスは國王と同様に、武力によつて敗れたのである。

權力は

それをかちえた時と同じやり方で

守られなければならない。

ここでレヴェライズ運動は終りをつげる。レヴェライズスは個人的にはなおひそかに活動をつづけていたが、組織活動も新しい思想も、もはやこのグループからは生れるべくもなかつた。<sup>(1)</sup>

1 W. Schenk : The Concern for Social Justice in the Puritan Revolution. (1948) p. 16.